

## 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免要綱

平成14年3月29日  
13主税税第509号  
知事決定

改正 平成14年12月24日14主税税第409号  
平成16年 3月11日15主税税第562号  
平成17年 3月18日16主税税第475号  
平成18年 3月17日17主税税第431号  
平成19年 3月20日18主税税第391号  
平成20年 3月26日19主税税第378号  
平成21年 3月19日20主税税第417号  
平成22年 3月24日21主税税第398号  
平成23年 3月23日22主税税第442号

### (目的)

第1 東京都は、非住宅用地（地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2に規定する住宅用地以外の宅地をいう。）の過重な負担を緩和し、極めて厳しい経済状況下における中小企業への支援を行うため、東京都都税条例（昭和25年東京都条例第56号）第134条第1項第4号及び第188条の30の規定に基づき、この要綱に定める要件に該当する非住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の減免を行う。

### (対象)

第2 固定資産税及び都市計画税の減免は、平成23年1月1日において、次に掲げる要件に該当する非住宅用地（以下「小規模非住宅用地」という。）について行う。

(1) 一画地（固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）別表第3に定める一画地をいう。）における非住宅用地の面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分（(2)に該当するものを除く。）

(2) 区分所有家屋の敷地の用に供されている土地（地方税法第352条の2及び第702条の8の規定の適用を受ける土地に限る。以下「共用土地」という。）にあつては、ア又はイのそれぞれの区分に応じて求めた面積が400㎡以下であるもののうち、200㎡までの部分

ア 当該共用土地が非住宅用地である部分のみからなる土地である場合

当該共用土地の面積を当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合によって按分した面積

イ 当該共用土地が住宅用地である部分及び非住宅用地である部分を併せ有する土地である場合

当該共用土地に係る非住宅用地の面積を（ア）の（イ）に対する割合によって按分した面積

- (ア) 非住宅用地に対応する税額を負担する各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る非住宅用地に対応する持分の割合
  - (イ) 非住宅用地に対応する税額を負担する各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る非住宅用地に対応する持分の割合を合算したもの
- (3) (1) の土地の納税義務者又は (2) の共用土地納税義務者 (それぞれ共有の場合には、共有者のいずれか一人) がア又はイに該当するものであること。
- ア 個人
  - イ 法人のうち、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの (保険業法 (平成7年法律第105号) に規定する相互会社を除く。)

#### (減免割合)

第3 小規模非住宅用地に対する固定資産税及び都市計画税の減免割合は、次の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額の2割とする。

- (1) 第2 (1) に該当する小規模非住宅用地  
当該小規模非住宅用地に対応する固定資産税及び都市計画税の額
- (2) 第2 (2) アに該当する小規模非住宅用地  
各共用土地納税義務者の当該小規模非住宅用地に対応する固定資産税及び都市計画税の額
- (3) 第2 (2) イに該当する小規模非住宅用地  
非住宅用地に対応する税額を負担する各共用土地納税義務者の当該小規模非住宅用地に対応する固定資産税及び都市計画税の額

#### (減免の期間)

第4 小規模非住宅用地に対する減免は、平成23年度分の固定資産税及び都市計画税について行う。

#### (減免申請の手続)

第5 小規模非住宅用地の所有者は、減免の申請を行う場合においては、知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

#### (減免事務の運営)

第6 減免事務の運営については、この要綱に定めるところによるほか、別に定めるところによるものとする。

#### (実施時期)

第7 この要綱は、平成14年4月1日から実施する。

(実施時期)

第1 この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2 この要綱による改正前の要綱は、平成14年度分の固定資産税及び都市計画税については、なおその効力を有する。

附 則 (平成16年3月11日15主税税第562号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成16年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2 この要綱による改正前の要綱は、平成15年度分の固定資産税及び都市計画税については、なおその効力を有する。

附 則 (平成17年3月18日16主税税第475号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2 この要綱による改正前の要綱は、平成16年度分の固定資産税及び都市計画税については、なおその効力を有する。

附 則 (平成18年3月17日17主税税第431号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成18年4月1日から実施する。ただし、第2(3)イの改正規定は、会社法(平成17年法律第86号)の施行の日から実施する。

(経過措置)

第2 この要綱による改正前の要綱は、平成17年度分の固定資産税及び都市計画税については、なおその効力を有する。

附 則 (平成19年3月20日18主税税第391号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2 この要綱による改正前の要綱は、平成18年度分の固定資産税及び都市計画税については、なおその効力を有する。

附 則 (平成20年3月26日19主税税第378号)

(実施時期)

第1 この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

(経過措置)

第2 この要綱による改正前の要綱は、平成19年度分の固定資産税及び都市計画税について

ては、なおその効力を有する。

附 則（平成21年3月19日20主税税第417号）

（実施時期）

第1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

（経過措置）

第2 この要綱による改正前の要綱は、平成20年度分の固定資産税及び都市計画税については、なおその効力を有する。

附 則（平成22年3月24日21主税税第398号）

（実施時期）

第1 この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

（経過措置）

第2 この要綱による改正前の要綱は、平成21年度分の固定資産税及び都市計画税については、なおその効力を有する。

附 則（平成23年3月23日22主税税第442号）

（実施時期）

第1 この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

（経過措置）

第2 この要綱による改正前の要綱は、平成22年度分の固定資産税及び都市計画税については、なおその効力を有する。